

栃木県こども食堂物価高騰対策緊急支援事業補助金 Q&A

項目	NO	質問	回答
対象経費について	1	冷蔵庫・冷凍庫を購入した際の配送料・設置工事費は。	対象となります。ただし、領収書等による証明が必要です。
	2	こども食堂への送迎のガソリン代は。	対象となります。ただし、領収書等による証明が必要です。こども食堂への送迎以外でも使用する車であれば、利用距離に応じて按分するなど必要分のみを計上してください。
	3	スタッフの人件費や交通費は。	対象になりません。
	4	光熱水費・燃料費の算出は。	こども食堂への経費として、領収書等による証明ができるものに限ります。こども食堂以外でも利用している場合は、日数による按分など必要な分のみを計上してください。
	5	施設の賃借料は。	こども食堂への経費として、領収書等による証明ができるものに限ります。こども食堂以外でも利用している場合は、日数による按分など必要な分のみを計上してください。
	6	エアコン設置やキッチンのリフォームは。	エアコンを設置する場所がこども食堂専用もしくは主たる目的である場合は対象とします。キッチンのリフォームについてもこども食堂専用もしくは主たる目的である場合は対象とします。事前にご相談ください。 例：平日は他団体が利用していて、休日のみこども食堂を運営している場合は、主たる目的がこども食堂ではないため、対象外。
	7	①設備導入・備品購入経費と②運営費の違いは。	①は冷蔵庫や電子レンジ等の購入経費、②は毎回のこども食堂の運営で消費するもの（食材や光熱水費等）を想定しています。 判断に迷うときはお問い合わせください。
	8	①設備導入・備品購入経費と②運営費の上限を組み合わせることはできるか。	できません。①設備導入・備品購入経費は上限 45 万円まで、②運営費は上限 30 万円まで、別々で計上してください。
	9	上限以上の金額のものを購入できるか。	購入自体は可能ですが、補助対象となるのは、それぞれの上限までになります。
	10	その他、知事が必要と認める経費とは。	こども食堂の運営に直接必要な経費は対象となりますが、詳しくはお問い合わせください。
主な要件について	11	利用料の減額は、無料券または割引券の発行でも良いか。	無料券や割引券の発行で良いです。事業計画書・実績報告書に記載をお願いします。

	12	もともと無料でやっているところは。	以下のような取組をお願いします。 ・開催回数を増やす ・デザートやおかずを一品追加する ・おかわり自由にする ・お菓子等のおみやげを配る 等 事業計画書・事業報告書に記載をお願いします。
	13	団体ではなく、個人でやっている場合は。	要件をすべて満たしていれば対象となります。
	14	飲食店の休業日や休業時間にこども食堂を開催する場合は。	要件をすべて満たしていれば対象となります。飲食店にかかる経費とこども食堂の経費を明確に区分して算出してください。
	15	利用者が大人だけの場合は。	最初から大人のみを対象としている場合は補助対象になりません。こども(18歳未満)を対象にしていれば補助対象となります。HP やチラシ等で確認が必要になります。
	16	配食は対象となるか。	配食のみは対象になりません。主たる目的が食事の提供であって、同時に配食している場合であれば配食も対象となります。
	17	複数の場所でこども食堂を開催している場合は、それぞれ申請できるか。	それぞれ申請できます。ただし、こども食堂1か所につき申請は1回のみとなります。
	18	栃木県こども(地域)食堂サポートセンターの HP に掲載してほしい場合は。	HP 掲載は希望者のみとなります。登録のみ必要となります。
	19	食品衛生管理及び安全管理に努めることとは。	「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について(通知)」(平成 30 年6月 28 日付け子発 0628 第4号、社援発 0628 第1号、障発 0628 第2号、老発 0628 第3号)における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html
対 象 期 間 について	20	対象となる期間は。	令和7年3月7日から令和7年12月31日の間に支出した経費が対象となります。
	21	交付決定前の支出は。	「交付決定前着手届」を提出し、認められれば対象となります。
	22	募集期間に申請が間に合わなかった場合は。	対象となりません。
	23	年度途中で新設する場合は。	開設前にご相談ください。

収入について	24	他の助成金・寄付金との関係は。	他の助成金等と重複して申請することはできません。ただし、他の助成金等から差し引いた分を申請することはできます。所要額調書に記載が必要です。 企業等からの寄付金や金銭以外の寄付(食品等)は対象経費にはなりません。領収書等による証明ができる支出のみが対象となります。 別紙1により市町へ情報提供することについての同意書を提出してください。 判断に迷う場合は、ご相談ください。
	25	利用料は。	利用料は収入には含みません。
実績報告について	26	領収書やレシートを紛失した場合は。	領収書等で支払いが証明できないものについては、対象になりません。
	27	領収書のあて名は。	領収証書のあて名は、代表者名またはこども食堂名になっている必要があります。
	28	3月分の光熱水費の支払いは。	3月7日からが対象になるので、日割り計算するなどして計上してください。4月1日からを対象実施期間としても構いません。
	29	12月分の光熱水費の支払いが1月になる場合は。	光熱水費の支払いを口座振替等により翌月支払いになる場合は、実績報告時には請求書を提出してください。なお、後日支払いを確認することがあります。
支払いについて	30	概算払はいくら支払われるのか。	交付決定額の6割を概算払します。残額分については、実績報告後の支払いとなります。
検査について	31	中間検査は。	必要に応じて行います。支払い内容や書類の保管状況等を確認します。
返還について	32	こども食堂を休止・閉鎖する場合は。	事業を中止・廃止する場合は、知事の承認が必要になります。また、すでに概算払を受けている場合は、返還となります。返還対象となる経費については、個別に判断します。
購入物品について	33	設備導入・備品購入経費で購入した物品の管理は。	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでは、こども食堂で使用する必要があります。目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する、取り壊す等はできません。 例:電気冷蔵庫 6年 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製 2年 その他 5年

<更新>

R7 年 3 月 28 日 Q24 の回答を修正し、別紙1を追加。